

落花生の郷やちまた応援寄附金返礼品協力事業者募集要領

1 趣旨

八街市では、ふるさと納税(落花生の郷やちまた応援寄附金)制度を通して、市の魅力発信や地域振興等を図るため、寄附いただいた市外在住の方に商品やサービス(以下、「返礼品」といいます。)を贈呈しています。

本要領は、本市の目的に賛同し、返礼品の提供に協力していただける事業者(以下、「協力事業者」といいます。)を募集するために定めるものです。

2 登録要件

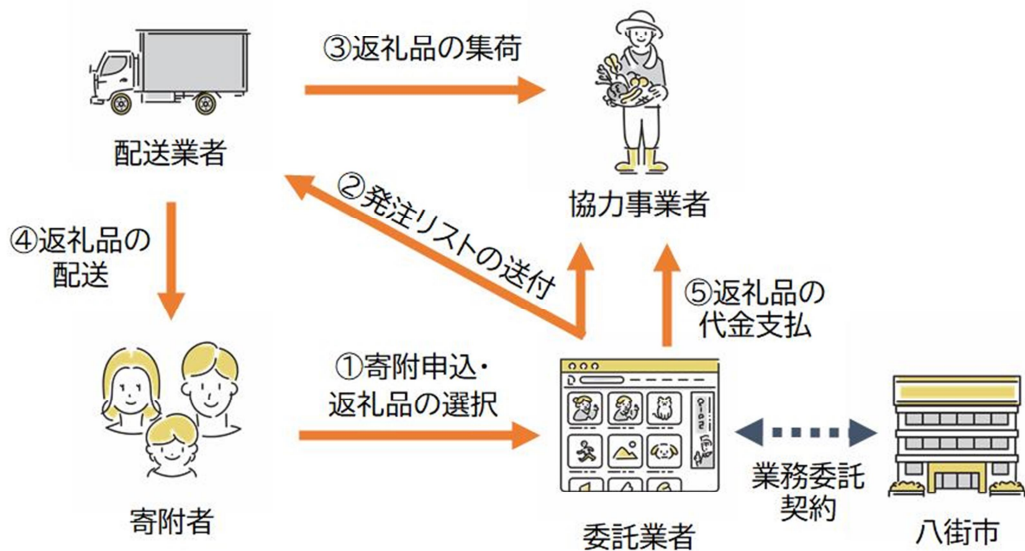
- (1) 協力事業者は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ア 本市のふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること。
 - イ 各種法令等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
 - ウ 原則として、本市内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、農地等があり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者であること。
 - エ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)で規定する暴力団の構成員等でないこと。
 - オ 現に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。
 - カ 食品を取り扱う事業者においては、食品衛生法、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存ができること。
 - キ 返礼品が適切に提供されているか、市等から調査・確認があったときにはそれに応じることができること。
- (2) 返礼品は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ア 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」といいます。)に適合するものであること。
 - イ 本市の魅力発信や地域振興に繋がる返礼品であること。
 - ウ 安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を限定することは可能)
 - エ 各種法令等に適合していること。

3 運用

(1) 返礼品提供の流れ

本市では、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載や、寄附受付、事業者への発注、配送業者の手配、返礼品代金の支払いを外部業者(以下「委託業者」とい

ます。)が行いますが、掲載するふるさと納税ポータルサイトによって委託業者が異なりますので、手続きの詳細は、市または委託業者にお問合せください。



(2) 費用について

- ア 協力事業者の費用負担はありません。返礼品代金、梱包料は委託業者を通して、後日市が支払いを行います。
- イ 申出いただいた返礼品代金と梱包料から、市が最低寄附金額を設定します。

(3) 協力事業者の手続きについて

事業者の登録・変更・取りやめ	「落花生の郷やちまた応援寄附金返礼品協力事業者登録等申込書」(様式第1号)を提出してください。
返礼品の登録	協力事業者は委託業者からの案内に従い、手続きを行います。 「落花生の郷やちまた応援寄附金返礼品登録申請書」(様式第2号)の提出でも受付可能です。
返礼品の変更	協力事業者は委託業者に連絡し、手続きを行います。 「落花生の郷やちまた応援寄附金返礼品変更申請書」(様式第3号)の提出でも受付可能です。
返礼品の取りやめ	「落花生の郷やちまた応援寄附金返礼品取りやめ申出書」(様式第4号)を提出してください。

事業者の登録、返礼品の登録・変更については、市が申請内容を審査し、結果を通知します。

4 返礼品の品質保証

(1) 寄附者等が返礼品を受け取った時点で次の不備が認められる場合は、保証の対象とします。

- ア 量や大きさが、提示している情報と異なるもの
- イ 食品にあつては、その全部又は一部に腐り、傷み等が認められるもの
- ウ 工芸品、日用品等にあつては、その全部又は一部に破損が認められるもの
- エ 飼育を前提とする生物にあつては、現に死着しているもの（本件基準によらず、別に適当な死着保証を設けている場合を除く）
- オ 賞味期限、使用期限等が一定期間設けられていないもの（生鮮食品や生花等、高い鮮度が要求されるものはこの限りではない）
- カ その他市長が不備があると認めるもの

(2) 確認方法

① 市又は委託業者は、申出に対し、以下について確認を行います。

- ア 不備の部分や状況
- イ 不備のある数量
- ウ 外箱の状態
- エ セット構成品の場合は、傷みのある内容物

② 協力事業者は、委託業者からの連絡を受け、返礼品の不備を確認します。

③ 協議の上、対応を決定します。

(3) 免責事項等

- ア 寄附者等の都合により受け取りができなかった、又は遅れての申出
- イ 受取から時間が経過しての申出
- ウ 客観的判断が難しい味、におい、食感等に関する申出

(4) その他

- ア 配送事故と認められる場合は、配送業者に弁済を求めることとします。
- イ 天災その他の理由により、寄附者等、協力事業者及び配送業者のいずれの責に帰すべきでもない場合、必要に応じて市の負担で保証を行うものとします。
- ウ 返礼品の発送に遅延が生じたときや、品質及び発送過程等、問題が生じたときは、速やかに委託業者まで届け出てください。
- エ 寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。また、その内容について委託業者へ必ずご報告ください。

5 決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、事業者登録及び返礼品の決定を取り消します。

- (1) 申出の内容に虚偽があった場合
- (2) 本要領2に定める要件に適合しなくなったと判断した場合

- (3) 本市へ損害を及ぼす行為があった場合
- (4) その他市長がふさわしくないと認めた場合

6 個人情報の保護

協力事業者は、返礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封したり、当市の協力事業者であることを会社や商品の PR に活用することができます。

ただし、この事業により取得した個人情報を返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは厳禁)

また、協力事業者でなくなった後も同様です。ただし、返礼品発送時にパンフレット等を同梱したことにより、寄附者から直接商品の発注があり入手した情報は対象外。

7 問い合わせ先

(1) 八街市 企画政策課 企画政策係

所在地: 〒289-1192 八街市八街ほ 35 番地 29

T E L: 043-443-1114

F A X: 043-444-0815

MAIL: furusato@city.yachimata.lg.jp

(2) 委託業者

ポータルサイト	連絡先
ふるさとチョイス au Pay ふるさと納税 セゾンのふるさと納税 ふるラボ 無印良品ふるさと納税 JRE MALL ふるさと納税 KABU&ふるさと納税 V ふるさと納税 楽天ふるさと納税	《発注、発送、精算関係》 株式会社フューチャーリンクネットワーク T E L: 047-495-0635 F A X: 047-495-0625 MAIL: furusato_bpo@futurelink.co.jp 《取材、返礼品内容、在庫関係》 株式会社フューチャーリンクネットワーク 担 当: 上田 T E L: 080-5945-6265 MAIL: yachimata_furusato@futurelink.co.jp
さとふる Yahoo!ふるさと納税	株式会社さとふる TEL: 03-6680-2766 FAX: 03-6262-6146 担当: 石谷 TEL: 080-4778-4605

